

令和5年11月22日

質 問 応 答 書

件名 守谷市上下水道料金徴収等業務委託

番号	実施要領、水準書等の該当箇所	質問事項	回答
1	実施要領 9 参加表明書の提出	参加表明書等について、ページ数の制限はないとの解釈でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2	実施要領 10 企画提案書等の提出	(5)②に企画提案書は40頁程度とすること。とありますが、審査基準 4～20についての総頁数と解釈してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
3	実施要領 10. 企画提案書等の提出 (5) 企画提案書等作成における注意事項②	『企画提案書は40頁程度とすること。』とありますが、両面印刷で20枚・40ページ程度という理解でよろしいでしょうか。 また、A3を使用する場合は、片面であれば2頁の換算でしょうか。	お見込みのとおりです。
4	実施要領 10. 企画提案書等の提出 (5) 企画提案書等作成における注意事項③	『企画提案書の文字サイズは13ポイント以上』とありますが、図表内の文字は、13ポイント以下でもよろしいでしょうか。	差し支えありません。 ただし、読みやすい資料となるようご配慮願います。

5	実施要領 11. 選定方法 (4) 二次審査 (プレゼンテーション審査) ④	『本業務に従事する主たる担当者は必ず出席すること』とありますが、4名の参加者のうち、少なくとも1名は本業務従事者が出席するという理解でよろしいでしょうか。	現段階では、本業務の業務責任者等の人員配置は未確定であると想定されますため、「本業務に従事する主たる担当者」は、「本プロポーザルの主たる担当者」と読み替えていただいて構いません。
6	実施要領 11 (4) ④参加人数	本業務に従事する主たる担当者とは、要求水準書P4第15条にある業務責任者と解釈してよろしいでしょうか。	現段階では、本業務の業務責任者等の人員配置は未確定であると想定されますため、「本業務に従事する主たる担当者」は、「本プロポーザルの主たる担当者」と読み替えていただいて構いません。
7	別紙1 審査基準	No.20は、内容的には他項目と重複になるものの、全体をまとめた概要を記述するという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 No.20に本業務全体を総括した「人材配置並びに業務の適正化・効率化」を記載いただき、その詳細については各項目 (No.4～No.19) において明記願います。内容は一部重複しても差し支えありません。
8	別紙1 審査基準 2	項目No.20は本業務全体を通して「人材配置並びに業務の適正化・効率化」について総合的に評価するため、その詳細については各項目内 (項目ナンバー4～ナンバー19) に於いて明記すること。とありますが、項目No.20については記載しなくてよいと解釈してよろしいでしょうか。	企画提案書にはNo.20も記載願います。 No.20に本業務全体を総括した「人材配置並びに業務の適正化・効率化」を記載いただき、その詳細については各項目 (No.4～No.19) において明記願います。内容は一部重複しても差し支えありません。

9	要求水準書 4 頁 第 13 条	『料金システムについては、本庁の日曜開庁に対応するために稼働できるようにすること』とありますが日曜開庁における窓口での料金等の収納・窓口対応は本業務に含まないという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
1 0	要求水準書 P5 第 1 8 条 業務体制 3	システムのサポート体制については記載がありますが、徴収事務において、サポートのため従事者以外に 3 名程度安定稼働まで配置させていただくことは可能でしょうか。	可能です。 その場合であっても、委託費用の範囲内でご対応願います。
1 1	要求水準書 7 頁 第 27 条	「引渡しする各システム内容及びデータについては市の指定した仕様によるものとし、」とありますが、各システム内容の具体的な仕様をご教示ください。また、データ仕様は別紙 6 に基づき積算する認識でよろしいでしょうか。ご教示ください。	ご参考として現契約における仕様書（一部抜粋）を添付いたします（別紙 1）。ただし、各システムの仕様は今後変更となる場合がありますので、引渡しが必要となった際は、市から改めて仕様について指定いたします。 積算については、お見込みのとおりです。
1 2	要求水準書 7 頁 第 28 条	「社会通念上当然負担すべきもの」とありますが、貴市においてどのような事柄を想定していますでしょうか、ご教示ください。	例えば、業務環境改善のための備品や消耗品の購入等となります。 「社会通念上当然負担すべきもの」について判断に迷う場合は、その都度市と協議願います。
1 3	要求水準書 7 頁 第 2 章 委託業務の内容	業務処理スケジュール等、月間、年間の業務予定がわかる資料をご教示ください。	ご参考として月間・年間業務スケジュール（別紙 2）を添付いたします。 ただし、当該スケジュールからは変更となる場合がありますのでご了承願います。

1 4	要求水準書 8 頁 第 31 条	検針から納入通知書送付、給水停止に至るまでのサイクル(日数等)をご教示ください。	納付通知書払対象者の給水停止サイクルについて、以下に一例を示します。 ※詳細については契約時に市と協議願います。 例：5－6月分の場合 【検針】6月14日～21日 【納付書発送】7月16日（納期7月31日） 【督促状発送】8月16日（納期9月1日） 【催告状発送】10月1日（納期10月20日） 【給水停止予告状発送】11月10日 【給水停止】11月28日
1 5	要求水準書 8 頁 第 31 条	隔測メーターの箇所数をご教示ください。	7,006件（令和5年11月現在）
1 6	要求水準書 9 頁 第 34 条(7)他	クレジットカード収納に関する記載が数か所ございますが、貴市 HP 上では、「上下水道料金のクレジットカード払い終了」の記載がございます。 令和7年4月1日より再開始する認識でよろしいでしょうか、ご教示ください。	正式には決定しておりませんが、令和7年度当初から再開できるよう準備をしております。 そのため、本業務受託者には、令和7年4月1日からクレジットカードによる収納が可能なシステム開発及び料金徴収体制を構築していただきます。
1 7	要求水準書 10 頁 第 37 条	直近3年度における督促状及び催告状の発行件数をご教示ください。	R2：督促状5,520件、催告状1,381件 R3：督促状5,458件、催告状1,379件 R4：督促状6,368件、催告状1,490件

			※督促状：2カ月に一回 ※催告状：年3回
18	要求水準書 10 頁 第 38 条	給水停止業務について、直近3年度における給水停止予告通知書及び実施通知書発行件数、給水停止執行及び解除件数をご教示ください。	R2：予告通知1,466件、実施通知468件、給水停止執行125件、解除125件 R3：予告通知1,516件、実施通知490件、給水停止執行159件、解除125件 R4：予告通知1,655件、実施通知542件、給水停止執行289件、解除272件
19	要求水準書 11 頁 第 44 条(1)	(1)給水装置工事申請書の受付及び確認に関することとありますが、確認事項及び確認方法をご教示ください。	【確認事項】 申請書や添付書類等に記入漏れや誤記入等がないか確認していただきます。 【確認方法】 記入例やマニュアル等に沿って確認していただきます。 ※詳細については契約時に市と協議願います。
20	要求水準書 12 頁 第 45 条(1)	(1)給水装置工事の立会検査補助業務(施工基準に基づいて実施)に関することとありますが、受託者と委託者との検査を行う補助業務との認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
21	要求水準書 12 頁 第 45 条(2)	(2)給水装置工事の立会検査における、「合格」・「不合格」の判定補助に関することとありますが、合否の判定は、あくまでも委託者との認識でよろしいでし	お見込みのとおりです。

		うか。	
2 2	要求水準書 12 頁 第 46 条(1)	(1)排水設備計画等確認申請書の受付及び確認に關することとありますが、確認事項及び確認方法をご教示ください。	【確認事項】 申請書や添付書類等に記入漏れや誤記入等がないか確認していただきます。 【確認方法】 記入例やマニュアル等に沿って確認していただきます。 ※詳細については契約時に市と協議願います。
2 3	要求水準書 12 頁 第 46 条(5)	(5)公共汚水柵設置工事申請等の受付及び確認に關することとありますが、確認事項及び確認方法をご教示ください。また、検査の実施は無いとの認識でよろしいでしょうか。	【確認事項】 申請書や添付書類等に記入漏れや誤記入等がないか確認していただきます。 【確認方法】 記入例やマニュアル等に沿って確認していただきます。 ※詳細については契約時に市と協議願います。 ※検査については、排水設備工事の立会検査と同時に行います。
2 4	要求水準書 12 頁 第 47 条(1)	(1)排水設備工事の立会検査補助業務(施工基準に基づいて実施)に關することとありますが、受託者と委託者とで検査を行う補助業務との認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

2 5	要求水準書 12 頁 第 47 条 (2)	(2)排水設備工事の立会検査における、「合格」・「不合格」の判定補助に関することとありますが、可否の判定は、あくまでも委託者との認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2 6	要求水準書 13 頁 第 49 条	用途調査結果のシステムへの入力とありますが、タブレットを使用している用途調査において、現在の機能についてご教示ください。	【料金システムの機能】 ・水栓番号ごとに要求水準書別紙 4「給水用途項目表」に定める用途コード及び職種コードの入力並びに管理が可能 ・用途コードまたは職種コード別に集計が可能 【タブレットの機能】 ・要求水準書別紙 4「給水用途項目表」の電子入力が可能
2 7	要求水準書 13 頁 第 50 条	下水道使用料算出等業務 (1) ～ (5) について、現在の業務内容・手順をご教示ください。	別紙 3 のとおり。
2 8	要求水準書 P17 第 6 9 条 給排水設備工事管理システムの機能	給排水設備工事管理システムの機能一覧をご教示いただけますでしょうか。	別紙 1 (9 項以降) のとおり。 ただし、現行の法令・法改正等には対応した機能を標準装備していただくようお願いします。
2 9	要求水準書 18 頁 第 72 条 (3)	水道料金システムを使用する拠点は上下水道事務所と市役所総合窓口課の 2 箇所の認識でよろしいでしょうか、ご教示ください。	お見込みのとおりです。
3 0	要求水準書 別紙 2 経費の負担区分	電話回線は何回線を設ける予定でしょうか。	市の代表回線は 1 回線です。そのほか、受託者直通回線等を必要数ご用意ください。ご参考とし

			て、現在の回線数及び電話機台数は以下のとおりです。 ・上下水道事務所代表 1 回線： 3 台（市が用意） ・受託会社直通 1 回線： 3 台（受託者が用意）
--	--	--	---